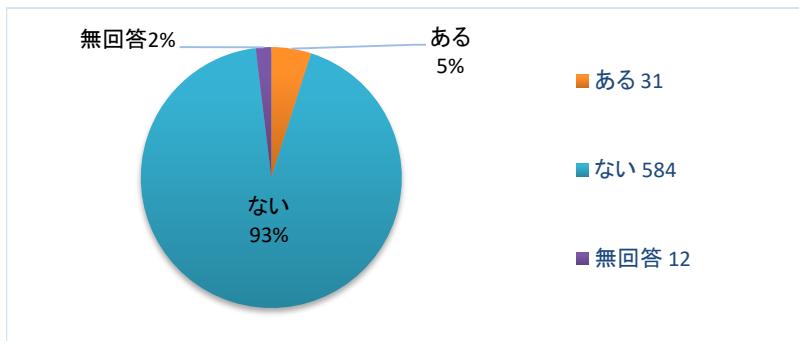


改正民法施行間近！ 会員アンケート集計結果(速報)

1) 改正民法の内容等について、貸主・借主からの問い合わせはありますか。

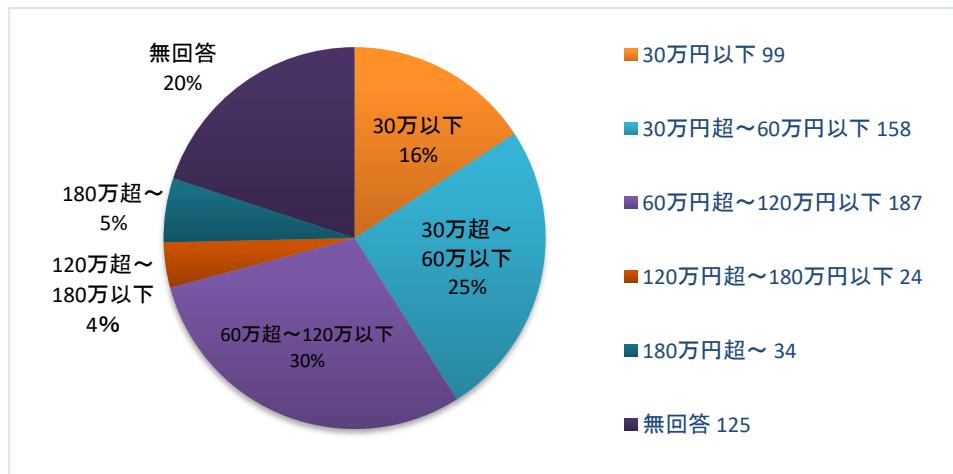
内訳	回答数	割合
ある	31	(5.0%)
ない	584	(93.0%)
無回答	12	(2.0%)
合計	627	(100.0%)

大半は、貸主・借主からの問い合わせは無い状況。「ある」と回答のあった内容としては連帯保証人の極度額が多くを占めていました。



2) 改正民法において、連帯保証契約締結にあたり「極度額」を定めることになりますが、貴社においてはどの位の額を想定していますか(賃料5万円とした場合でお答え下さい) ◎賃料5万円とした場合の極度額

内訳	回答数	割合
30万円以下	99	(16.0%)
30万円超～60万円以下	158	(25.0%)
60万円超～120万円以下	187	(30.0%)
120万円超～180万円以下	24	(4.0%)
180万円超～	34	(5.0%)
無回答	125	(20.0%)
合計	627	(100.0%)



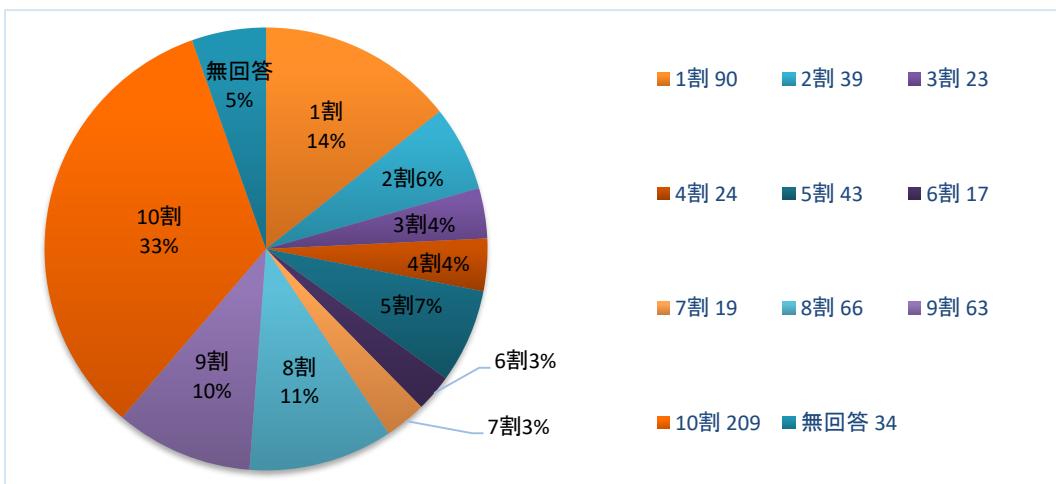
「60万円超～120万円以下」が30%と一番多く、回答の大半は120万（賃料の2年分相当）でした。次に「30万円超～60万円以下」（大半は60万（賃料の1年分相当）、「30万円以下」と続きました。

なお、「2000万円」という額の回答もありました。2000万円の理由としては「借主が火災保険に無加入である場合は、万一の損害に備えてある程度の金額は必要」という回答でした。

3) 新規契約において、家賃保証会社を利用する件数はどの位ですか

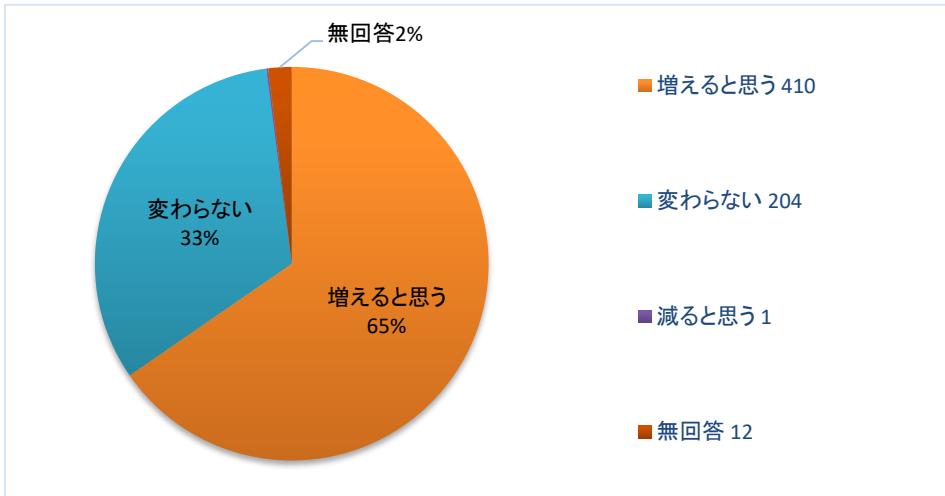
内訳	回答数
1割	90
2割	39
3割	23
4割	24
5割	43
6割	17
7割	19
8割	66
9割	63
10割	209
無回答	34
合計	627

※平均値 64%
新規契約全て保証会社を利用しているという回答が33%と一番多く、新規契約の8割～10割を保証会社の利用であるという回答で過半数を超える状況となった。



4) 改正民法施行後、家賃保証会社を利用する件数は増えると思いますか

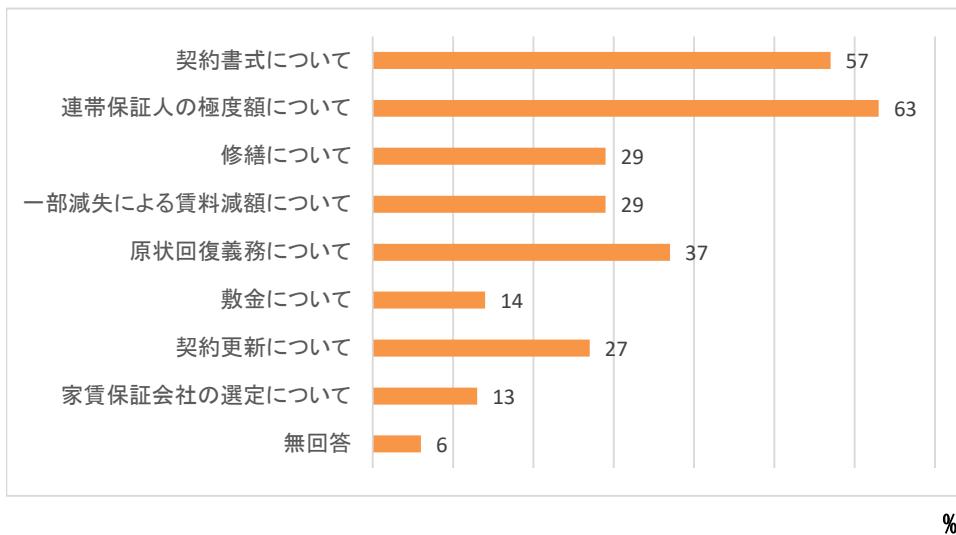
内訳	回答数	割合
増えると思う	410	(65.0%)
変わらない	204	(33.0%)
減ると思う	1	(0.2%)
無回答	12	(1.8%)
合計	627	(100.0%)



民法改正後、保証会社の利用が「増える」と回答した割合は65%。「変わらない」は33%。「減る」という回答は、ごくわずかの結果となった。

5) 改正民法において、現在不安な点はございますか(複数回答可)

内訳	回答数	割合
契約書式について	357	(57.0%)
連帯保証人の極度額について	393	(63.0%)
修繕について	179	(29.0%)
一部減失による賃料減額について	181	(29.0%)
原状回復義務について	229	(37.0%)
敷金について	89	(14.0%)
契約更新について	171	(27.0%)
家賃保証会社の選定について	81	(13.0%)
無回答	35	(6.0%)



一番多かった内容は、「連帯保証人の極度額について」、次いで「契約書式について」、「原状回復義務について」、「修繕について」、「一部減失による賃料減額について」、「契約更新について」となった。